

令和7年度芸術文化出前教室事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、芸術文化出前教室の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 芸術文化出前教室は、本県の芸術文化の鑑賞機会の充実、担い手育成及び芸術文化団体の活性化を目的とする。

(実施主体)

第3条 芸術文化出前教室の実施主体は、青森県（以下「県」という。）とする。

(実施分野)

第4条 芸術文化出前教室の実施分野は、美術、吹奏楽、合唱、洋舞踊、日本舞踊、文芸、能楽、社交ダンス、人形劇、民謡、三曲、太鼓、茶道、華道及び古武道の15分野とする。

(事業の内容)

第5条 県は連携協力する芸術文化団体又は芸術文化団体が任意に選定した者（以下、「芸術文化団体等」という。）に委託し、希望する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び児童館等（以下「学校等」という。）へ「芸術文化出前教室」として普及指導活動（芸術文化団体等による発表・披露及び指導、児童・生徒による成果発表）を実施する。

(事業の実施方法)

第6条 芸術文化出前教室の実施方法については、次のとおりとする。

- (1) 実施を希望する学校等は、「芸術文化出前教室実施申請書（第1号様式）」により、県の指定する日までに県に申請する。
- (2) 県は、学校等から提出された「芸術文化出前教室実施申請書」により、芸術文化団体等と調整の上で実施を決定し、学校等に通知する。
- (3) 芸術文化団体等は、普及指導活動の内容を学校等と調整の上、「芸術文化出前教室事業実施計画書（第2号様式）」を県に提出する。
- (4) 県は、芸術文化団体等から提出された「芸術文化出前教室事業計画書」の内容を確認の上、芸術文化団体等を実施を委託する。
- (5) 芸術文化出前教室を実施した学校等及び芸術文化団体等は、その終了後15日以内に「芸術文化出前教室事業実施報告書（学校等は第3号様式、芸術文化団体等は第4号様式）」を県に提出する。
- (6) 県は芸術文化団体等から提出された「芸術文化出前教室事業実施報告書」を検査し、合格と認められる場合は、芸術文化団体等に請求書（第5号様式）を提出させ、県は当該請求書を受理した日から起算して15日以内に芸術文化団体等に委託料を支払う。

(事業の経費負担)

第7条 芸術文化出前教室の経費負担については、次のとおりとする。

- (1) 芸術文化出前教室の実施に係る経費のうち、芸術文化団体等の学校等への出張経費（講師交通費及び用具等の運搬費）並びに諸経費（企画運営、準備・練習及び連絡調整等に係る経費）については、委託料として県が芸術文化団体等に支払うものとし、委託業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と芸術文化団体等が協議の上で決定する。
- (2) 上記（1）の経費の積算方法等は別表のとおりとする。
- (3) 上記（1）以外の芸術文化出前教室の実施に係る経費（児童・生徒に係る教材費・材料費及び会場使用料等）については、学校等が負担する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月13日から施行する。

別表（第7条関係）

経費区分	積 算 方 法 等
交 通 費	交通費の計算起点となる出発地から出前教室開催場所までの往復旅費 ① 公共交通機関を利用する場合 バス、電車等、公共交通機関の運賃額 ② 自家用自動車を利用する場合 出発地から出前教室開催場所までの往復距離を1 kmあたり25円で積算した額（距離はインターネット等のルート検索ソフト等により算出した距離とする。） ③ 講師が大人数の場合 ①又は②により難い大人数の講師の移動については、バスやジャンボタクシーの借上料（出前教室各回につき上限20,000円）
運 搬 費	楽器等、出前教室に使用する用具を運搬するための車両借上料 （出前教室各回につき上限20,000円）
諸 経 費	芸術文化出前教室実施内容の企画運営や準備・練習及び連絡調整等に係る経費として、講師1人1回当たり1,200円で積算した額 （出前教室各回につき上限24,000円）